

事務連絡
令和3年3月2日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

第56回新型コロナウイルス感染症対策本部を受けた基本的対処方針の変更、
緊急事態宣言区域変更、催物の開催制限、施設の利用制限、
テレワーク等の推進について

令和3年2月26日に開催された第56回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域が岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を除く1都3県に変更されることが決定され、これに伴い「基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、弊省大臣官房危機管理官より、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に関する留意事項等、テレワーク等の更なる強力な推進等について、連絡がありました。

各下水道管理者におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、適切に実施いただきますようお願いいたします。

特に、緊急事態措置区域から除外された都道府県においては、対策の緩和については、段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続けることが基本とされていることを踏まえ、引き続き、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底していただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願いいたします。

(別紙) 「第56回新型コロナウイルス感染症対策本部を受けた基本的対処方針の変更、緊急事態宣言区域変更、催物の開催制限、施設の利用制限、テレワーク等の推進について」（令和3年3月1日付け各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長あて大臣官房危機管理官事務連絡）

(別添1) 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更について」（令和3年2月26日付け新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡）

- (別添1別紙1) 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更」 (令和3年2月26日新型コロナウイルス感染症対策本部長)
- (別添1別紙2) 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」 (令和3年2月26日変更)
- (別添2) 「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」 (令和3年2月26日付け各都道府県知事、各府省庁担当課室あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)
- (別添3) 「テレワーク等の推進について」 (令和3年2月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)
- (別添4) 「第18回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示」

以上